アソニツト正門前での座り込み。表情は明るかつた。

力を発揮した遺族

労苦をおして連日行動

こんどの遺族の闘いは、自分たち自身の要求を勝ちとる闘いではあったが、遺族たちは両工場の諸条件の違いからくる気持のズレなどをよく克服、団結してがんばったことは注目にあたいする。

▼アソニット・三池縫製の両誘致工場の退職者（遺族）に、三池鉱業所の退職金制度を準用し、その金額を補償すること。

▼十七回忌の法用費用を、一柱につき十七万円支給すること。

▼上村さんの十三回忌についても、同様の取り扱いを。

×

右が、その要求だった。

闘うには団結しなければならないが、決してはじめから足並みはそろっていなかったし、また頼む三池労組の組合員にしても、理解は十分ではなかった。

そこで三池労組員との職場ごとの交流へ。四山が十一月二～十三日に五回。三川が十月三十一～十一月十三日で八回。本所が九月二十四日というように。

遺族自身九月七日に総会。あと度たびの役員会。両工場それぞれの意志統一。行動の積み重ね。一方、三川鉱人事への抗議行動。

よくがんばったが、その苦労の結果一つに団結することができ、組合指導のもとに、十人の代表を中央交渉へおくり、三川鉱の正門や両工場の正門での座りこみに成功。三池新労組関係の遺族の心をもゆり動かした。

たとえ不満足でも、こうして一定の回答を出させることができたのだった。

☆　☆

重大裁判の公判、同日開廷

和解で解決しては？

上村裁判で〝和解勧告〟出る

十二月十六日午前十時から上村裁判の第二十二回控訴審が、また同十時四十分から三池大災害裁判の第三十三回公判が、それぞれ開かれました。

まず上村裁判は、前回（九月十七日）の公判で結審となったにもかかわらず、会社側がまた公判再開を申請、前回に組合側弁護団の厳しい追及によって取り上げられなかった準備書面を再提出したもので、組合側よりこれに対する厳しい反論の準備書面を提出、いよいよ弁論の打ち切りとなりました。

このあと裁判長より

「昨年のはじめ、非公式に和解の意向を打診したが、本件の解決如何では、地裁の二つの事件に影響を与えることは間違いないだろう。くちはばったい言い方ではあるが、最近のエネルギー情勢の緊迫から、石炭産業の重要性が再認識され、見直されている昨今の状況を見れば、本件が円満解決することになれば、他の二件も円満解決への道を開くことになる。双方、それぞれの立場、意見もあろうが、一度テーブルについてもらってはどうか」

という和解の勧告があり、双方十二月二十五日までに返答することになった。

なお、判決は前回公判できまった通り、明年三月二十六日午後一時からです。

裁判所の和解勧告に対する、会社側の対応が注目されます。

いつ倒れるかわからないCO患者

大災害裁判、家族の証言

同日十時四十分から福岡地裁で一一・九裁判の公判が開かれ、CO患者家族と、今回から遺族の証言がはじまりました。

家族からは、松島スマ子さん（新港作業所、四十七年八月十八日死亡の故松島義信さんの妻）が被災前には病気ひとつせず、あんなに元気でやさしかった夫が、CO中毒のため、大きなつけもの石を子供に投げつけたり、夕食どきはいつおぜんをひっくりかえすかハラハラしての食事だったなど、人間が大きく変り、ある日、血を吐いて嘔病院にかつぎこまれ、息をひきとるまでの家庭破壊と苦しみを、涙ながらに証言され、「爆発のため、みんなが苦しい生活をしています。CO患者は今日は丈夫そうでも、いつ倒れるかわかりません。せめて治療と補償だけはつづけてほしい」、と訴えました。

つづいて、遺族の永江美由紀さん、岩谷フミ子さんが、大災害後の遺族の苦しみと、会社の冷い仕打ちを、要求書と協定を対比しながら証言しました。

遺族の証言

永江美由紀さん

いよいよ損害の立証として、私は総論として二時間十五分にわたって証言しました。

昭和三十八年十一月九日良人たちが殺されていらいの、血のにじむような遺族の悲しみと苦しみの十六年を、そして私たちが生きる限りつづくことに対して、怒りをこめて、涙とともに訴えました。

証言のため提出した陳述書は、百四十頁にわたるものです。その内容は㈠本件災害時の状況。①情報提供の欠如、ないし災害かくし。②救援のおくれ。労働者の証言、死亡者本人がとった態度、宮浦鉱員の救助作業。㈡本件災害により死亡した労働者ないし重症の労働者が、災害直後いかなる取り扱いをうけたか。①死体および死体洗いの状況、②重傷の労働者の取り扱い、③遺体安置その他における職員との差別。㈢災害時から現在に至るまでの遺族の補償要求、ないし抗議と、これに対する会社の対応。①遺族の要求、②遺族の抗議、③協定書に見る会社の対応、④遺族の生活の実態、とくに経済生活。㈣個別事例に見る遺族の生活実態。①病弱者・待機手当受給者、途中から病弱となった者の実態、②若して良人を失った者の実態、③父を失った者の実態、④子供を失った者の実態、⑤父と母を失った者の苦しみ。㈤本件災害により遺族のうけた損害の性格。①起こるべくして起きた本件災害により、良人を、父を失った無念さ。②災害後に見る会社の非人間性・不誠実さ。㈥三井鉱山の土地取り上げ、資産。㈦本件損害賠償請求訴訟にかける遺族の思い……。

右の八項目の中にこめた怒りの追及でした。この陳述書は誰の手もかりず、昭和三十八年十一月九日からの私の記録（議事録）NO・五二までと協定書、ビラ、写真集にもとづいて、そしてその時点でこれに対応した人の証言、私自身の体験をあつめて作り上げたものです。その日、重点的なところは全文を口頭でのべることに、弁護団からいわれていたのに、裁判長はペラペラとしゃべってストップをかけた。しかし、死体洗い場のことなどはじめて聞くことだったらしい。うなずいて、目をしばたたかせて聞き、速記をしてくれたのです。あの、偉大な三池闘争を闘った栄えある同志を失った悲しみと苦しみは、消すことはできません。殺された良人に代って、資本の罪をあばき、生きるかぎり闘うものです。

おわび

ほかにも（たとえば遺族の岩谷さん）寄稿いただいていますが、掲載できませんでした。次号に、紹介します。

手記

激励がうれしかった

組合員皆さんとの交流に参加して……

遺族　椎葉　末子

私たち遺族の問題で、組合員皆さんに大変お世話さまになりました。

皆様方の後ろだてにささえられ、長い間闘い、生きてこられたのです。

アソニットで出されてきた、五十五歳定年制実施の件、三井鉱山の女子従業員なみの退職金の補償の問題、十七回忌の法用費用など大きな問題に直面し、皆様方のお力をお借りするため交流してきました。

皆様との交流の場で、夫を失ってからの十五年間の苦しい立場、父のない子供の話、職場の

「苦労してきたんですね」

つけてがんばってください。自分たちもできるだけ支援します。

どこの交流でも、「体に気を

涙を流して帰ってこられたことと思います。さぞかし不満であったろうと、お察しいたします。

遺族として、いっしょに同じ会社に働きはじめて十六年、職場から姿を消す人もいるでしょうが、たとえ私たちは切りさかれても、交流の場での力強い激励の言葉を胸に、裁判闘争最後の勝利の日まで、がんばって行きたいと思います。組合員、主婦会の皆様、どうか最後までよろしくお願い致します。

相次ぐ守る会加入

こんどは自治労兵庫から

こんどは、全日本自治労働組合兵庫県本部から、松田暁執行委員長のお名前で、CO守る会にご入会の申し入れがありました。

「三池労組の機関紙〝みいけ〟を読ませていただきました。三池の闘いは、職場闘争の糧として多くの活動家が学んでいます。CO闘争の前進を祈り、私たちも職場で人間らしく生きるため頑張っていきたいと思います」

ありがとうございました。ともにがんばりましょう。

なお連絡先は「神戸市生田区中山手通三丁目、六四番地（大東ビル七階）」です。

原告団消息

11月16日　大災害裁判。同日、上村裁判公判も開廷。

またこの日、遺族要求交渉のため上京団出発（遺族会から代表十人）

17日　CO遺族要求貫徹抗議集会終ると、ひきつづき三川鉱正門前で座り込みへ。

新港作業所の川口幸太郎さん定年退。

またこの日、上京団三宮労務部長ら会社幹部に抗議。その後京成守る会と交流。

18日　新港作業所の畑田栄さん交通事故で、多田隈整形外科病院に入院。

19日　上京団、阿具根参議に協力要請。

20日　遺族会、両工場前に座りこみ。

23日　田中一也さん実父逝去。

24日　原告団事務局会議。

25　遺族会全員集会（闘争の経過を報告。

26日CO家族の会役員会議。